東洋史研究

秦漢時代の爵と刑罰

宮宅潔

第五十八巻　第四號　平成十二年三月發行

序　言——問題の所在と先行研究——
一　爵のもつ意味
二　肉刑のもつ意味——身分の轉落——
三　「勞役刑」にひそむ身分の轉落
四　秦の「勞役刑」をめぐって
五　鬼薪白粲の位置
六　漢代における爵と刑罰
結　語

序　言——問題の所在と先行研究——

筆者は先に秦漢時代の裁判制度を素描し、そこでは獄吏が大きな役割を果たしていたこと、そして前漢最初期までは如何なる身分の者もそうした裁判から逃れられなかったことを指摘した。(1) しかし、その後も前近代中國の法廷において一貫

して身分の高下が無視され續けたわけではない。前漢文帝期以降には高級官僚が通常の裁判手續きの埒外に置かれることとなった。(2) 裁判において、ある時期に實現した一種の「平等」は、戰國期に舊秩序が解體し、新たな身分秩序が構築されるまでの間隙に生じたものと考えられる。新たに構築された秩序とは——少なくとも裁判制度に反映されているのは——官秩に基づくそれであった。

こうして法廷に持ち込まれた身分秩序は、しかしながら前代のそれが復活したものではない。戰國秦から前漢最初期に至る時期において刑罰の減免を引き出したのは、爵であった。この點は前稿でも言及した通りであるが、(3) 本稿は先に曖昧なまま積み殘しておいたこの問題、すなわち爵と刑罰減免の關係に筆者なりの見解を示し、ひいては戰國から漢代に至るまでの、法制に映し出された身分秩序の變遷について、一つの見通しを得んとするものである。

爵による刑罰減免については西嶋定生氏がその爵制論を展開させる中で言及しておられる。氏は爵が刑を減免するという現象を『禮記』曲禮上の「禮は庶人に下らず、刑は大夫に上らず」という理念から説明しようとされる。ここに見える「大夫」とは、卿・士といった稱謂とともに爵の觀念にも包攝されるものであり、從って「大夫」とは爲政者を指すと同時に有爵者のことでもある。一方の「庶人」とは被治者であり、無爵者である。ならば「刑は大夫に上らず」とは有爵者には刑という秩序規範が適用されない、という意味になる。爵という觀念は禮とは結合するものの刑とは結びつかず、むしろ排除しあう性格のものなのであり、そうした爵の本質的性格から有爵者には刑罰減免が許されることになる、というのが氏の見解である。(4)

だが、かく論ずると次のような疑問がただちに生じてくる。すなわち、有爵者が爲政者に限定された時代ならばともかく、爵位が廣く一般人にまで、しかも無償で賜與されたならば、刑罰の持つ抑止力が減少、極端な場合は全く消滅してしまうのではないか、と。それに對して西嶋氏は爵が里中の秩序と密接に結びついていたことを指摘して答とする。氏によると爵の賜與に附隨して牛酒が里に分配されているのは、受爵に際し里において共同飲酒儀禮が行われるのを期待してのの

ことであり、その儀式での席次は爵の上下により嚴密に決められる。この視覺的にもはっきりと認知される席次の上下が日常生活でも身分秩序としてはたらくことになり、従って罪を犯して爵を削られることは階級が下がること、つまりは實生活での打撃に直接結びつく。かくて刑罰による抑止力は爵を奪われる恐怖からくるそれに補われ、賜爵が犯罪を誘發することにはならない、というのである。(5)

この西嶋説は以後の爵制論に大きな影響を及ぼし、議論の的となってきた。支配は爲政者からの壓力のみによって成立するのではなく、被治者の側がそれを欲するという要素も必要なのではないか、という西嶋氏の問題提起は依然その意義を失っていない。だが氏がその解答として提示した壯大な體系は、時として氏獨特の論理のみを頼りに組み上げられており、その「論理的構想力」のゆきすぎ、實證面でのあやうさには批判の目も向けられてきた。(6) 爵と刑罰の關係についても近年籾山明・冨谷至兩氏によって反論がなされた。

籾山氏は西嶋説が「刑は大夫に上らず」という理念から爵による刑罰減免を説明することにまず批判を加えられる。西嶋氏はこの『禮記』の一節から、爵は禮と結合するから本質的に刑を排除するのである、という理解を導き出されるが、籾山氏はそれが「禮と刑はその施行範圍を異にする規範である」という意味なのは確かだが、そこから「禮は刑を排除する」という命題を引き出せるのか、との疑念を呈せられる。

續いて民爵賜與と共同飲酒儀禮を結び附け、爵制による秩序と鄕里社會の秩序とを一體のものとする見解にも批判が加えられる。籾山氏によると史料に見える九十例の賜爵記事のうち、牛酒・酺の賜與が同時に記されているものは一例しかなく、實際のところ賜爵と共同飲酒儀禮は必ずしも一體のものではない。こうした批判から歩を進め、氏は爵を軍事的奉仕に對する反對給付ととらえ、これを無償で與えるのは良民男子を皇帝への奉仕者と認定しその軍事的奉仕を將來に期待することを意味するとされる。同時に爵は鄕里秩序とは結合せず、皇帝との距離の表現にすぎない、との結論も示される。(7)

籾山氏の批判は爵の本質的意味を如何に理解すべきか、という點からはじまり、最終的には西嶋爵制論自體の再檢討を迫っている。一方、爵による刑罰減免に焦點を絞って西嶋說を批判したのが冨谷氏である。

冨谷氏は刑罰減免が有爵者に當然與えられている特權である、という理解自體を疑問視され、漢代の史料からは有爵者が無條件に刑罰を減免された事例が檢出できないことを指摘される。そして唯一秦律においては爵により刑が減免される場合のあったことが認められるが、その場合の「刑」が「刑罰一般」ではなく「肉刑」、すなわち身體に回復不可能な損傷を加える刑罰であったことに注意を喚起される。結局爵によりすべての刑罰が回避できたのではなく、減免の對象は死刑・肉刑に限られていた、そして前漢文帝期に肉刑が廢止されると、爵による利得は刑具の免除に限定された、というのが氏の主張である。さらに氏は「刑は大夫に上らず」という『禮記』の一節も、一定の身分を有する者には「肉刑」が適用されないという秦代の制度を反映したものであると、結論される。(8)

氏の見解は「刑は大夫に上らず」を秦律中の肉刑回避規定の記憶をとどめるものと喝破した點で劃期的である。秦律をふまえたこの理解はおそらく正鵠を射たものであろう。

本稿は籾山・冨谷兩氏の所說を承けて、爵と刑罰の關係にさらなる分析を加えるものである。兩氏の優れた業績がありながら敢えて私見を述べる一つの理由は、爵と刑罰の關係をとらえるには刑の身分刑的要素を無視できないのではないか、と考えることにある。上古における刑罰が秩序を亂した人間に苦痛を與えることのみを目的としたものではなく、同時にその者の身分を降下させる、乃至は共同體の成員から除外するという側面も持っていたことは、すでにしばしば論じられるところである。中國古代の刑罰にもそうした身分刑的・追放刑的要素が含まれる。(9) 私見によれば爵が刑罰適用に際して發揮する機能は、有爵者の身分轉落を防止するという點にある。そのことを有爵者への刑罰適用規定から裏附けてみたい。

一　爵のもつ意味

「爵」の字形は酒器を手に持つかたちを象ったもので、西周金文においてすでに認められる。ほとんどが酒器の名称としての用法だが、それでは意味の通らない場合も散見し[10]、それらは何らかの假借と理解されている。例えば王國維氏は爵を擧げて功勞をねぎらう意と解して「勞」字の假借とし[11]、楊樹達氏は字形を「搯」と釋し、音通から「勳」字の假借とされる[12]。籾山明氏は「爵」字が勳功、ないしそれをねぎらうという意に通じる點に注目される。氏によるとこうしてねぎらわれる勳功の具體的內容は主君への軍事的直接奉仕であった。酒器を奉じて行われる飮酒儀禮が臣下の軍事的奉仕をねぎらう、あるいは將來におけるそれを期待するためのものであるなら、賜爵によって形成される秩序は軍事的秩序にほかならないことになる[13]。確かに『春秋左氏傳』（以下『左傳』と略稱）成公十八年條では「下軍に佐た」る地位が「班爵」と表現されており[14]、賜爵によって形成される秩序が軍事的な側面を色濃く備えていたことを窺わせる。爵稱の起源を軍隊內での役職名とする後代の解釋も、こうした賜爵の本來的意味をとどめたものであろう[15]。

秦の爵制は春秋期にはすでに形成されつつあった。「不更」「庶長」「大庶長」といった爵稱が『左傳』『史記』に現れ[16]後の秦爵に結實してゆく原型をここに見いだすことができる。一般に秦爵は商鞅の創始にかかるとされ、彼によって十八等の爵位が整序され、庶民であっても戰場で首級をあげれば爵位が賜與されることとなった、と商鞅變法の劃期性をことさらに強調するむきもある。しかし實際には長期にわたって漸次實施された多くの變革が商鞅一人の事績に歸せられているとみるべきで[17]、秦爵の整序にしても彼一人の手に成るものではあるまい。春秋から戰國にかけての庶民の戰鬪參加にともない、より廣範な國民層に爵が賜與されるようになり、そのための制度が整えられていった、という段階的な展開を想定する方が妥當であろう。

爵と軍事的奉仕との密接な關係、および庶民の擡頭にともなって爵が廣範に賜與されてゆく現象を宮崎市定氏は「市民

權」の擴大、と表現された。[18] この爵を「市民權」とする見解は氏が獨特の古代都市國家論を展開される中で現れる。

太古、國家が一個の都市を單位として形成されていた時點ではその構成員すべてが「市民權」を保有していた。ところが國家の規模が擴大し、複數の都市國家の連合體へと變化してゆくと、都市國家間に支配—被支配の關係が生じ、被支配民は庶民、あるいは臣妾身分とされ、彼らには「市民權」が與えられなくなった。「市民」とされたのは「士」階級までで、それ以下の者には戰鬪參加の權利も當然認められなかった。ところが春秋末から戰國にかけて軍役、あるいは軍費負擔などを通じて庶民の地位が向上してゆくと、爲政者の側にも彼らに完全な「市民權」を付與する必要が生じた。かくて庶民にも爵が與えられるようになり、爵の最下級が「公士」であることからも判る通り、これによって彼らは「士」以上の身分となったのである——以上が宮崎説の概略である。

氏の所説を援用するなら、爵とは「市民」であることの標識であり、それを保有することによって庶民・臣妾身分との間に一線が劃されることになる、と理解できよう。それなら「市民權」を持つことによって回避しうる「肉刑」とは、一體如何なる意味をもつ刑罰なのか、改めて檢討しよう。

二　肉刑のもつ意味——身分の轉落——

冨谷至氏は有爵者が肉刑に當てられない理由を、肉刑が持つ追放刑としての性格に求められ、有爵者はその國家への功績に免じて追放されず、共同體のなかにとどまることが許されるのだとされた。[19]

確かに肉刑には共同體からの追放という性格がある。この點は滋賀秀三氏がつとに指摘される通りであり、[20] 肉刑をうけ、身體に生涯消えない烙印をおされた人間は特殊な場へと追いやられた。

墨者には門を守らしめ（註、黥者は禁御に妨ぐるなし。）、劓者には關を守らしめ（鼻を截りたるも亦た貌醜きを以てこれを遠ざくるに妨ぐるなし。）、宮者には內を守らしめ（その人道絕えたるを以てなり。今の世も或いは然り。）、刖者には圃を守ら

しめ（足を断たるるは禽獣を驅衛し、急ぎ行くなし。）、髡者には積を守らしむ。（『周禮』秋官掌戮）

『左傳』には戰爭捕虜が足切りに處せられ、舟の管理をさせられた[21]、同じく足切りとされた者が門番となった[22]、といった記事が見え、この『周禮』の記事もある程度西周から春秋にかけての風景を傳えていると考えられる。肉刑の主たる目的は肉體的な苦痛を與えることよりも、被刑者を異形のものとして特殊な場へ、日常社會とは異なる社會へと追いやることにあった。一旦異形のものとなれば、たとえ罪が許されたとしても日常に復歸することはできず、「隱官」として特殊な扱いをうけた。

將司人而亡、能自捕及親所智（知）爲捕、除毋罪。已刑者處隱官……（法律答問 str. 125—126, p. 123（『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇。以下『睡虎地』と略稱）の簡番號と頁數。））

罪人を護送していて取り逃がした場合、自分で再び捕らえるか、知り合いがその者のために捕らえてくれたりすれば、罪は免除される。すでに「罪人を取り逃がした廉により」肉刑に處せられた者は「隱官」とする。……

「隱官」は法文中にみえる語彙であるから、その法的地位・處遇にはきちんとした規定があったものとおぼしいが、具體的に如何なる處遇をうけたのかは、實のところはっきりしない[23]。ただ「隱」字の語感からすれば、彼らは一般人とは異なる世界に置かれたに違いない。戰國齊の孫臏はその才能を妬んだ龐涓によって無實の罪をきせられ、兩足を切られたうえで入れ墨をされた。その時のことを『史記』は以下のように記す。

臏至るに、龐涓その己より賢なるを恐れ、これを疾み、すなわち法刑を以てその兩足を斷ちてこれを黥し、隱して見るることなからしめんと欲す。（『史記』卷六五孫子吳起列傳）

「隱」とは「見」の對概念であり、公共の場に出、一般人と接觸することが制限される立場をいうのであろう。肉刑に處せられ、「隱」の世界へと追いやられた者はもはや何人とも伍し得なくなる[24]。

肉刑とされた人間はその追いやられた「場」において特定の作業に從事することになる。前揭の『周禮』注はそうした

作業に就く理由を、身體的缺損があっても可能な、あるいはそれを活かせる作業があてがわれるのである、という視點から説明しようとしている。しかし門番にしても、囿人―宮廷の動物を飼う番人―にしてもその地位が特殊なものであり、その作業が「賤役」と見なされていたことに注意しなくてはならない。例えば家畜の管理を職掌とする者として他に「牧―牛飼い―」や「圉―馬飼い―」があるが、「牧圉」とは「庶人」と異なる範疇に屬す者たちであった。

……この故に天子に公あり、諸侯に卿あり。卿は側室を置く。大夫に貳宗あり、士に朋友あり、庶人・工商・皁隷・牧圉みな親暱ありて、以て相輔佐するなり。……（『左傳』襄公十四年）

ここに表れた階層意識からすれば、「牧圉」は庶人よりもむしろ「皁隷」に近い存在といえる。同様に『左傳』昭公七年の無宇の言は當時の階層構造を以下のように表現する。

天に十日あり、人に十等あり。……故に王の臣は公、公の臣は大夫、大夫の臣は士、士の臣は皁、皁の臣は輿、輿の臣は隷、隷の臣は僚、僚の臣は僕。僕の臣は臺。馬に圉あり、牛に牧あり。以て百事を待つ。

ここに見える諸階層のうち、「皁」以下の者については杜預によって「賤官」との注釋もつけられる。(25)

こうした隷屬者の隊伍には、時として異形のものの姿が見出される。白川靜氏によれば「臣妾」の「妾」は「辛」をその字形の中に含み、本來は入れ墨刑をうけた者を象ったものという。(26) 無論こうした隷屬者たちがすべて異形のものだったわけではなく、戰爭捕虜などもその供給源であった。(27) しかし肉刑が隷屬身分を生み出す大きな契機であったことは間違いあるまい。『說文解字』が「奴」字を釋して、

奴婢は皆な古の辠人なり。（一二篇下）

とするのは、そうした過去の記憶からくるものであろう。(28)

肉刑はこうした「身分の轉落」をともなうという意味で「追放刑」であり、その追いやられる場は賤役の場といってもよいだろう。これに對し、一定身分の保有者には身分轉落をともなわぬ形で懲罰を與えようとする意識が存在した。

誓いて曰く、「命を犯す者有らば、君子は廢し、小人は降さん。」と。（註、君子は則ち廢黜せられて位に居るを得ず。小人は則ち退けられて下劇に給さるるなり。）（『左傳』昭公六年）

すなわち「命」に違犯した場合、「小人」であれば「降」されるのに對し、「君子」であれば「廢」に處せられるというのである。この場合の「君子」「小人」とは道德的基準にもとづく區分ではなく、明らかに身分的なそれである。吉本道雅氏によると「君子」が卿・大夫に、「小人」が士及び工・商に、少なくとも一部分において重なるという。(29) この兩者については同じ罪を犯しても適用される刑罰が異なる。「廢」とは諸侯・太子、あるいはその正式な配偶者たる「夫人」からその身分を剝奪することを第一に意味し、卿及びその後繼者が對象となる場合もある。一方の「降」は身分制上、より深刻な結果をもたらす處罰で、卿大夫が「降」せられた結果、隷屬者にまで身分をおとしたという事例すら見えるという。(30)

この誓言を「禮は庶人に下らず、刑は大夫に上らず。」という理念と引き比べるなら、「庶人」、つまり無爵者には肉刑が科せられ、それによる身分轉落もあり得るのに對し、「大夫」、つまり有爵者はそうした處遇をうけない、との理解に行き着く。

前段の定義からすれば有爵者と無爵者の對比は市民と非市民の相違であり、非市民を構成するのは被支配層、つまりは庶民および隷屬者である。被支配層たる庶民には身分を隷屬者に降下させるという懲罰、そうした懲罰をも容認する秩序理念が準備されているのに對し、市民身分に屬する有爵者には身分轉落をともなわぬ、他のかたちでの懲罰が準備されている——爵が肉刑回避という機能を發揮する意味を以上のように理解することができよう。肉刑の回避を單に「爵による刑の重さの輕減」ととらえるのは、皮相的とせざるを得ない。有爵者は輕い刑罰に當てられるのではなく、無爵者とは違う刑罰に當てられるのである。

三　「勞役刑」にひそむ身分の轉落

肉刑をうけた人間がその追いやられた場で服する勞役は、あくまで隷屬身分に貶められたことにともなって生じる、その身分にふさわしい賤役であった。しかしやがて、必ずしも肉刑をともなわず、勞役のみに服せしむる刑罰が形成され、戰國時代になるとそうした刑罰がむしろ主流を占めるようになってくる。この刑罰に服す者は、もはや鼻を切られ、足を切られる「苦痛」を味わわない。結局「苦痛」としては肉體勞働からくるそれしか認められないので、現在ではこれらの刑罰を「勞役刑」と總稱している。

だがこうした呼稱は、あたかもこの刑罰の主目的が犯罪者に「苛酷な勞働」を課し、その苦痛をもって罪をあがなわせる點にあった、という一面的な理解をもたらしかねない。確かに戰國期に增大した君主權力を支えるものとして、刑徒の勞働力が國家によって功利的に活用されていったことは否めない。秦の「勞役刑」名はほとんどが刑徒の服すべき作業內容によってつけられており、かれらに如何なる勞役を課すのかがすでに刑罰の主眼であった、とも見える。しかし刑徒とは一般社會と異なる世界の住人であり、その服する勞役は賤役である、という觀念が一時に消滅してしまったわけではあるまい。たとえ肉刑をともなわなくなっても、刑徒となることは身分の降下であり、異世界への追放であった。「勞役刑」の刑罰たるゆえんは、ただ單に苛酷な勞役に服さねばならないという點のみにあったのではなく、それにより身分をおとし、一般社會から隔絶される、という點にも認めねばならない。

こうした「勞役刑」の性質を如實に示しているのが戰國魯の「勞役刑」名、「倡」である。「倡」は《奏讞書》の案件⑳に見え、「倡、當城旦」、つまり秦漢の刑罰體系にあっては「城旦」刑に相當するものである、という但し書きがついている。「倡」とは無論「わざおぎ」の謂であるが、この刑名が作業內容によってつけられたものであるなら、果たして「わざおぎ」としての務めが「苛酷な勞働」といえるであろうか。

一方、春秋戰國時代に倡として奉仕する人間の地位が決して高いものではなかった、むしろ賤民視されていたことがすでに指摘されている。[31]『左傳』襄公二十八年には嘗の祭に際して「圉人」が「優」をつとめたことが記される。[32]前段で引用した『左傳』昭公七年に見える身分等級、「王・公・大夫・士・皁・輿・隷・僚・僕・臺・圉・牧」からも知られるように、「圉」の地位は低い。楊寛氏もこの『左傳』の記事により倡優の社會的地位の低さをつとに指摘されている。[33]

倡優の社會的地位が低く、その業務が賤しいものなら、「倡」が刑名となり、罪人がそれに就けられる意義は、その職務の苛酷さよりもその地位の低さ、業務の賤しさに認めねばなるまい。勿論「倡」刑とされた者がすべて「わざおぎ」として働いたとは限らず、名は「倡」でも、實際には他の「苛酷な勞役」に就けられていた可能性も否定できない。だがその命名から推し量るなら、本來的には倡としての職務に服したものと考えられる。このことは秦の城旦刑にもなぞらえられる「倡」刑がその起源において「苛酷な勞役」刑ではなく、「不名譽な勞役」刑であったこと、その刑罰たるゆえんが身分の轉落にあったことを窺わせる。

ひるがえって秦の「勞役刑」に目を向けるなら、そこに見える「勞役刑」の中にも身分轉落の側面、いうなれば「身分刑」的要素が潜んでいることに氣づく。

四　秦の「勞役刑」をめぐって

睡虎地秦簡の出土によって、秦に城旦舂・鬼薪白粲・隷臣妾・司寇・候といった「勞役刑」の存在したこと、そしてそれらには時として肉刑が併加されたことが知られた。これらの「勞役刑」のうち、多くの議論を集めたのが隷臣妾である。從來、『漢舊儀』に列擧された秦の刑名には隷臣妾が含まれず、『漢書』刑法志の漢初の記事にそれが現れることから、隷臣妾は漢になって創設された刑罰とされていた。だが秦簡の發見によりそれがすでに秦代から存在していたことが

明らかとなった。この點も議論が集中した一因ではあるが、「隷臣妾」という呼稱自體が奴隷・奴婢身分との關連を想起させたため、奴隷社會から封建社會への移行を問題關心とする中國古代史學者の注目を集めることとなった。

隷臣妾の定義をめぐっては、これを官奴婢とする說と刑徒とする說とが生まれ、論爭を繰り返した。[34] 官奴婢とする論者のなかからは隷臣妾を秦の刑罰體系から完全に切り離してとらえようとする者さえ現れたが、[35] 隷臣妾が他の刑罰と竝列される場合も多く、もし隷臣妾を官奴婢とするなら、それを他の「勞役刑」との關係において如何に位置づけるかが問題となった。この點に關して、つとに官奴婢說を唱えられた高恆氏は、隷臣妾に當てられた者が官奴婢となり、終生その身分から脫し得ないのと同樣に、他の「勞役刑」にも刑期はない、という無期說を提示された。[36] かくて隷臣妾をめぐる論爭は秦の「勞役刑」を有期とするか、無期とするかという議論へ發展することになる。

有期・無期をめぐる論爭は依然くすぶりつつも、大方の趨勢として無期說に落ちついたといってよい。[37] 無期刑說の立場に立つなら、隷臣妾に當てられることは終身、ともすれば子孫に至るまで強制的に特別な雜役に就けられることを意味し、奴隷と選ぶところがない。境遇からいえば「官奴婢」であり、刑罰によってそうした境遇に追い込まれた點を強調するなら「刑徒」、ということになる。ここにきて官奴婢・刑徒論爭はもはや隷臣妾のどの側面を強調するのか、という意味しか持たなくなった。すでに現在では秦の「勞役刑」を無期刑ととらえた上で、それを刑罰史上に如何に位置づけるか、という問題に議論の焦點が移りつつある。

秦の「勞役刑」がすべて無期刑であるなら、それに當てられた刑徒は生涯雜役を強いられることとなり、これもまた境遇においては奴隷と等しい。徐鴻修氏は隷臣妾のみならず城旦舂も「罪犯奴隷」であるとの見解を示され、これらを舂秋以前の、犯罪者を奴隷身分におとす刑罰の傳統上に位置づけられる。[38] 確かに城旦舂の刑徒に赤い着物が着せられること、「小城旦—城旦舂の子供—」という言葉の存在、[39] などに注目するなら、徐氏の指摘もうなずける。結局秦の「勞役刑」も身分の降下をともなうものであり、「苛酷な勞働」のみに刑罰の目的が置かれたものではなかった。肉刑を併加された者

は勿論、身體に毀損を受けなかった場合でも、刑徒は一般社會とは異なる世界へ追いやられ、その身分にふさわしい「賤役」に從事することになるのである。(40)

かくて秦の「勞役刑」のなかに「身分刑」的要素を認めるならば、(41)果たして有爵者がそうした刑罰に相當する罪を犯した場合、如何なる處遇を受けたであろうか。有爵者には身分轉落をともなわぬ、他のかたちでの懲罰が準備されているという先述の見解が正しければ、「勞役刑」に服さねばならない場合にも有爵者に何らかの特例措置が設けられたはずである。かかる認識の下に秦の「勞役刑」を再檢討するなら、同じ「勞役刑」のなかにあって、鬼薪白粲刑は他と異なる性質を帶びていることが浮かび上がってくる。

五　鬼薪白粲の位置

鬼薪白粲刑は勞役刑が有期化された漢代において完城旦舂の下の三歲刑となる。それ故、刑期のなかった秦代においても、勞役強度の重い順に城旦舂―鬼薪白粲―隷臣妾という刑罰體系が存在したものと考えられてきた。だが刑期という單一の基準によって直線的に整序された漢の刑罰體系をそのまま秦律の世界にあてはめてよいのか、少しく疑問がある。そもそも「勞役の強度」のみによって刑罰を數段階にわたって等級化できるであろうか。秦律のなかでは城旦刑徒も隷臣刑徒も似たような作業に從事しており、兩者の閒に勞役の辛さにおいて違いがあったのか、疑わしい。(42)鬼薪白粲の位置を確かめるには、如何なる者が如何なる理由でこの刑罰に當てられるのか、刑徒として如何なる扱いを受けたのか、史料に卽して再檢討する必要がある。

まず、一體どういう罪を犯した者が鬼薪刑につけられるのか、という點に着目すると、純粹に犯罪內容のみを檢討要素として鬼薪刑と量刑されている事例がないことに氣づく。以下に史料を列擧しよう。

簒遂縱囚、死罪囚、黥爲城旦、上造以上耐爲鬼薪。（《奏讞書》案例⑱所引律文（以下《奏讞書》からの引用は『文物』一

九九三年第八期、及び一九九五年第三期に掲載された釋文に據る。丸數字はそこでの案例番號。）

囚人を奪ったり、逃がしたり、故意に見逃したりし、それが死罪に當たる囚人であった場合、黥城旦。上造以上は耐――ほおひげの除去――鬼薪。

……●有爲故秦人出、削籍、上造以上爲鬼薪、公士以下刑爲城旦。●游士律（秦律雜抄 str. 4―5, p. 80）

……●「故秦人」の出境を助けたり、名籍から削ったりした場合、上造以上は鬼薪、公士以下は刑――肉刑――城旦。●游士律。

可（何）謂贖鬼薪鋈足、可（何）謂贖宮。●臣邦眞戎君長、爵當上造以上、有罪當贖者、其爲羣盜、令贖鬼薪鋈足。……（法律答問 str. 113―114, p. 120）

何を「贖鬼薪鋈足」といい、何を「贖宮」というのか。●臣邦眞戎君長で爵が上造以上に當たり、罪があった場合贖に該當する者が、羣盜をなした場合、「贖鬼薪鋈足」に當てることになる。……

いずれの史料でも上造以上の有爵者に對して城旦刑が適用さるべきところ、鬼薪刑とされている。有爵者以外の者に鬼薪刑が適用される事例もあるが、その場合にも被刑者の身分は特殊である。

●葆子□□未斷而誣告人、其罪當刑城旦、耐以爲鬼薪而鋈足。耤葆子之謂殿（也）（法律答問 str. 109―110, p. 119）

「●葆子……（の裁判が？）……まだ終了しないうちに〔その葆子が〕人を誣告し、その罪が刑城旦に相當する場合、耐して鬼薪鋈足とする。」葆子に足かせをする[43]、という意味である。

葆子獄未斷而誣〔告人、其罪〕當刑鬼薪、勿刑、行其耐、有（又）毄（繫）城旦六歲。可（何）謂當刑爲鬼薪。●當耐爲鬼薪未斷、以當刑隸臣及完城旦誣告人、是謂當刑鬼薪。（法律答問 str. 111―112, p. 120）

「葆子の裁判がまだ終了しないうちに〔その葆子が〕人を誣告し、その罪が刑鬼薪に相當する場合、肉刑を加えてはならず、耐刑ですませ、そのうえで六年間城旦としての強制勞働に就けよ。」何を「刑鬼薪に相當する」という

のか。●耐鬼薪に相當する罪を犯し、裁判が終了しないうちに、刑隷臣ないし完城旦に相當する罪で人を誣告した場合、これを「刑鬼薪に相當する」というのである。(44)「葆子」は「任子」とも「高官が差し出す人質」(45)とも解されるが、その詳細は不明とせざるを得ない。しかし肉刑に相當する罪を犯しても「刑するなかれ」とされる、刑罰上有爵者と同様の恩典を期待し得る立場であったことは確かであろう。ここでも鬼薪刑の對象となるのは特別な身分の者であった。

以上が秦簡に見える事例であるが、史書にも以下の二例が見いだせる。

長信侯〔嫪〕毐亂を作さんとして覺し、王の御璽及び太后の璽を矯めて以て縣卒及び衞卒・官騎・戎翟君公・舍人を發し、將に蘄年宮を攻めて亂をなさんとす。……毐等敗走す。卽ちに國中に令し、毐を生得する有らば錢を賜うこと百萬、これを殺さば五十萬、と。盡く毐等を得たり。衞尉竭・內史肆・佐弋竭・中大夫令齊等二十人は皆な梟首。車裂して以て徇え、その宗を滅す。及びその舍人、輕き者は鬼薪となし、及び爵を奪いて蜀に遷すこと四千餘家、房陵に家せしむ。(『史記』卷六秦始皇本紀)

ここには嫪毐の亂(始皇九年(前二三八)平定後の處分が記されている。少し判然としないが、鬼薪刑とされた舍人は罪の輕い者、かつ有爵者であったとおぼしい。

上造以上、及び內外公孫耳孫の、罪　刑に當たる及び城旦舂と爲すに當たる者有らば、皆耐して鬼薪白粲と爲せ。

(『漢書』卷二惠帝紀)

これは惠帝卽位の詔であるが、そこに示された諸々の恩典のなかに上造以上等が肉刑及び城旦舂に相當する罪を犯した場合、耐鬼薪白粲とせよ、というものが見られる。

以上に紹介したのが、文帝の刑制改革以前において、だれが、何をした結果鬼薪白粲刑とされるのかが判明する、管見の限りですべての史料である。そのすべてにおいて、犯罪內容のみにより鬼薪白粲が引き當てられた事例は見られず、必

ず犯罪者の身分が量刑の要素として絡んできている。

一體、睡虎地秦律において犯罪内容の輕重によって刑が遞減する場合、城旦舂↓隷臣妾という關係は見られるものの、鬼薪白粲がそのなかに組み込まれたものはない。

捕貲罪、卽端以劍及兵刃刺殺之、可(何)論。殺之、完爲城旦、傷之、耐爲隷臣。(法律答問 str. 124, p. 122)

貲罪捕獲の際、故意に劍ないし武器でこれを刺殺した場合、何と量刑するのか。殺した場合は完城旦、傷つけた場合は耐隷臣。

犯罪の輕重に對應するかたちで城旦舂—鬼薪白粲—隷臣妾という直線的な體系が存在しているのではないこと、この事實からも窺えよう。鬼薪白粲は確かに城旦舂より「輕い」勞役刑なのであろうが、城旦に當てられる者よりも罪が輕いために鬼薪に當てられているのではない。

秦の「勞役刑」を無期とする立場からは、前述の通り、刑の輕重は勞役の強度によってつけられた、と發想されている。罪の輕重と對應する城旦—隷臣の差異はそれによって說明できもしよう。これに對していわば身分の高下に對應する城旦—鬼薪の差異も勞役強度の輕重で說明できるだろうか。城旦—鬼薪の差異に關してはむしろ次の史料に注目すべきであろう。

Ⓐ公士以下居贖刑罪、死罪者、居於城旦舂、Ⓑ毋赤其衣、勿枸櫝柙。Ⓒ鬼薪白粲、羣下吏毋耐者、Ⓓ人奴妾居贖貲責(債)於城旦、皆赤其衣、枸櫝柙、將司之。……(秦律十八種 司空律 str. 133—140, p. 51)

Ⓐ公士以下で刑罪、死罪を勞働で贖す者は、城旦舂の勞役に就き、Ⓑその衣服を赤くせず、かせもはめない。Ⓒ鬼薪白粲、羣下の吏で耐罪でない者、Ⓓ私人の奴妾で贖刑・貲刑・負債によって城旦の勞役に就く者は、みな衣服を赤くし、かせをはめ、監督をつける。……

この條文は城旦舂の勞役に就く者がかせをはめられず、鬼薪白粲の者がかえってその待遇を受けていることから、錯簡が

あると考えるむきもあり、堀毅氏はⒶⒹⒸⒷとならびかえられる。[46] この訂正案によるなら、

城旦舂の勞役に就く者　――衣を赤くし、かせをはめられる。
鬼薪白粲の勞役に就く者――衣を赤くせず、かせもはめられない。

という違いがあったことになる。この衣を赤くするという待遇は周知のように奴隷に對するそれであった。

唯だ孟舒・田叔等十餘人のみ、衣を赭くし自ら髡鉗し、王家の奴と稱し、趙王敖に隨いて長安に至る。（『史記』卷一〇四田叔列傳）

これに據るなら、城旦と鬼薪の差異は勞働の輕重によって生じるのではなく、待遇の違いによって、つまり赤い衣の着用を強いられて視覺的に、明らかに奴隷扱いされるか否かによって生じるものと考えられる。現代人の目には赭衣を着用するか否かはさほど大きな差異ではないとも映るが、前近代においては衣服その他による外見上の差異が身分標識として大きな意味を持ったことを想起すべきであろう。[47] 視覺的に明らかに奴隷という外見を強いられるか否かは大きな違いであった。

鬼薪刑が奴隷の服裝をさせないという點で城旦と異なるなら、有爵者・葆子といった特權保有者が鬼薪に當てられることも說明がつく。有爵者は肉刑に當てられないのと同時に、たとえ無期の勞役に就けられるとしても、待遇において純然たる奴隷扱いはされず、あらゆる點でその身分轉落を防止するベクトルが働くのである。[48]

ここで鬼薪白粲に附加される刑罰に改めて注目すると、原則的には肉刑と併加されないことに氣づく。確かに「肉刑＋鬼薪白粲」という刑名は睡虎地秦簡のなかに一例のみ認められるのだが、そうした刑罰が適用される背景はかなり特殊である。

葆子獄未斷而誣〔告人、其罪〕當刑鬼薪、勿刑、行其耐、有（又）毄（繫）城旦六歲。可（何）謂當刑爲鬼薪。●當耐爲鬼薪未斷、以當刑隸臣及完城旦誣告人、是謂當刑鬼薪。（法律答問 str. 111—112, p. 120（前引））

「刑鬼薪」刑は耐鬼薪に相當する罪で取調べられていた葆子が刑隷臣か完城旦に相當する罪を誣告した場合、という複雑な經緯によって生じたものである。かつ實際には肉刑は適用されず、耐鬼薪＋城旦の勞役六年とされている。そもそもここに「刑鬼薪」とは何か、という發問があること自體、それが例外的なものであったことを示唆してはいまいか。鬼薪白粲に原則として肉刑が併加されないとすれば、それは鬼薪刑の性格、鬼薪刑に當てられる者の身分を反映してのことであろう。

以上要するに、城旦刑が「罪犯奴隷」として身分の轉落を伴う——あるいは身分の轉落に伴って然るべき勞役に就けられる——のに對して、鬼薪白粲は——確かに無期勞役刑ではあろうが——待遇において城旦と區別されていた。秦の「勞役刑」は勞役の強度のみによって整序されていたのではなく、待遇の仕方等の複數の要素によって刑罰體系のなかに位置づけられていたと考えるべきであろう。それを城旦舂・鬼薪白粲・隷臣妾の三者について大まかに圖式化すれば上圖のようになる。

	身分　低 → 高	
罪重↓輕	城旦舂 無期の勞働(重) 赤衣・かせ 子孫も	鬼薪白粲 無期の勞働(重) ~~赤衣・かせ~~
	隷臣妾 無期の勞働(輕) 子孫も	

城旦舂に該當する有爵者は原則的には鬼薪白粲に當てられて勞役に服すことになるが(49)、少なくとも外見においては奴隷扱いされずに濟まされる。前段で檢討した通り、秦の「勞役刑」には身分刑的要素が潛んでおり、それが有爵者に適用されんとした場合にも爵の持つ「身分轉落の防止」機能が働くことになる。その表れが城旦舂から鬼薪白粲への換刑なのである。

ところで《奏讞書》には二つの爵減記事がみえる。まず案例⑭では五大夫の爵を持つ者が耐隷臣に相當する罪を犯したとき「爵賞を以て免ずるなかれ。」とされており、さらに案例⑮では左庶長が黥城旦に相當する罪を犯したとき「刑に當たる者は刑し、爵もて減・免・贖するを得るなかれ」とされている。いずれも前漢最初期の案例であるが、

案例⑭からは有爵者は隷臣刑の回避をも期待し得たことが窺える。隷臣以外の如何なる刑罰に換刑されたのかは不明であるが、身分刑としての城旦・隷臣刑の性質、さらには「身分轉落の免除」という爵の機能をここにも認めることができる。『周禮』司厲には、

　およそ有爵者と七十なる者と未だ齔せざる者とはみな奴となさず。

という件がある。もちろんこれを周制と見なすことはできないが、以上の検討からすれば、秦代の制度の一面を反映したもの(50)と見ることができよう。

六　漢代における爵と刑罰

いわゆる「勞役刑」に身分刑的要素が潜み、むしろ身分の降下こそが本來的には刑の主眼であったにせよ、こうして生み出された刑徒の勞働力が次第に國家によって利用されていったことも事實である。秦の「勞役刑」が結局その作業内容によって命名されているのは、そのことを示唆していよう。「勞役刑」の重點は「どの程度使役できる刑徒か」という點に移ってゆき、身分刑的要素は相對的に薄まっていった。文帝十三年の肉刑廢止・勞役刑の有期化に至って、刑徒におとされることは終身の、ともすれば子孫にまで至る身分降下ではなくなり、「勞役刑」の身分刑的側面はほぼ拂拭されてしまう。ここにきて身分轉落の防止という爵の機能も、その效力を發揮する場を失うことになる。

従來、漢代においても爵を保有することにより刑罰の減免が期待できたと考えられていた。しかしその根據となる史料を子細に檢討すると、爵が自動的に刑罰を減免したという證左が實は見あたらないこと、冨谷氏が指摘された通りである(51)。以下にいくらか氏の指摘を補完してみよう。

かつて證左の一つとして擧げられていたのが買爵による刑罰の減免であった(52)。だが漢代において買爵により刑罰が減免されたゆえんは爵の代價として國家に納められる金錢・穀物にあった。冨谷氏の表現を借りるなら、ここで爵が果たして

いる役割は金錢に換わる「切符」としてのそれにすぎない。

勿論わざわざ「切符」として爵が購入されるのには相應の理由があった。元來は爵を購入することにより、その爵位にふさわしい待遇が與えられ、刑罰の適用においても有爵者として處遇された、つまり身分轉落の回避が期待できたという前史がその背景にあるのだろう。

文帝の時、鼂錯の上言により買爵が行われるが、この時賣り出された爵の價格として「上造」のそれがまず明記されている。(53) この上言は文帝十三年の刑制改革以前になされたものである。(54) 從って上言の時點では爵には刑罰を減免する機能が、具體的には上造以上の爵を保有する者に肉刑回避を認め、その身分轉落を防止する機能が備わっていた。從って「免罪」を望む者は上造以上の待遇を得ねば意味がなく、それ故に爵一級の値段ではなく、上造の價格が示されたのであろう。「いくら金錢を支拂うか」にではなく「上造の爵を得ること」に意義があった、といえよう。ところが刑制改革を經て、爵自體は法適用においてその機能を失う。以後も刑の減免を求める者に爵が賣り出されるが、それは以前と同樣の形態をとりはするものの、刑の減免が得られるゆえんは異なる。購入された爵自體にはすでに刑罰減免の機能はなく、代價として國家に納められる金錢・穀物が減免を引き出すのである。もはや「上造の値段」が問われることはない。

さて漢代にはもう一つ、爵による刑罰減免を裏附けるが如き現象が見られる。それは爵を奪うことをもって刑罰とする「奪爵」の記事である。『漢書』景帝紀には昔の職權を利用して賄賂を受け取った官吏への處罰として、有爵者には奪爵が、無爵者には罰金が課せられたことが見える。(55) 西嶋氏はこれを「有爵者は奪爵のみで許された」と理解する。(56) しかし奪爵という處分が一概に恩惠措置・實質的な減刑——より損害の多い刑罰が奪爵により減免される——を意味しているのか、疑問がある。

奪爵は秦代より見える。始皇七年の嫪毐の亂平定後にはその一派が奪爵の上で蜀に送られ（前述）、同じく始皇十二年（前二三五）に呂不韋が死亡した際には、その葬儀に臨み哭した舍人が奪爵の上で遷徙されている。(57) これらはいわば追放

にともなう市民權の剝奪と理解できよう。(58) 一方で少し趣を異にする奪爵が『尉繚子』に見える。

三軍大いに戰い、もし大將死して從吏五百人已上敵に死することあれば、斬。大將の左右近卒の陳（陣）中に在る者は皆な斬。餘の士卒の軍功有る者は一級を奪い、軍功無き者は戍三歲。（兵令下）

軍事行動中の令ではあるが、ここに功績の有った者、つまり爵を獲得した者からはその爵を奪い、功績のない者、つまり爵のない者は戍三年に當てるという規定が見える。『尉繚子』は戰國末期、秦において成立したものと考えられており、(59) その時點での秦の刑罰體系において、「戍三歲」とは期限附きの勞役刑を意味する。

秦代には期限附きで勞役に就けられる刑徒もいた。それは贖刑、ないし貲刑（罰金刑）に處せられた者が金錢によってそれらを納めることができない場合、一日八錢の換算で勞役に就く、というかたちで生ずる。(60) こうした刑徒は完濟の曉には身柄を放免される者であり、終身身分の無期刑徒とは性質において全く異なる。秦の刑罰體系には死刑・肉刑・「勞役刑」の他にこうした財產刑が存在し、そこで「財產」と認められるのは金錢ないし金錢に換算される勞働力であった。さきの『尉繚子』では「爵一級」が「戍三歲」と等置されており、この記事から秦における「財產」には爵も含まれたことが見て取れる。ここでの奪爵はペナルティとして國家への財產提出が求められた際の、その納付手段の一選擇肢であり、他の手段と同じ重さで併存しているのである。景帝紀に見える奪爵ないし罰金という處分規定においても同樣であろう。(61) これを後代の贖刑、つまり財產を差し出すことにより本刑を特別に免除してもらう、金錢で濟ませてもらうという一種の減刑措置と混同してはならない。財產刑があくまで本刑であり、爵・金錢・勞働によってそれが支拂われているのである。

だがこうした事例を除外しても、なお漢代の奪爵のなかには明らかに減刑措置と見るべきものが含まれる。その最も早い例が羹頡侯劉信の削爵で、呂后元年（前一八七）に罪を犯して爵位を關內侯に貶されている。(62) こうして列侯爵を差し出すことにより、本刑は免ぜられる。(63) これらは確かに爵が刑罰減免に機能している例であろう。

但し二つのことに注意しなくてはならない。第一に刑を減免するために差し出された爵位はほとんどが列侯のそれであったこと。この列侯という爵位は二重性を備えていた。まず二十等爵制中の最高位（徹侯）を持つ者が列侯とされる。さらに漢代には「爵二等」という觀念が存在した。司馬遷は『史記』漢興以來諸侯王年表の冒頭において、西周五等爵の説明に續き「漢興り、二等を序す」と述べる。ここでいう「二等」は「王」（諸侯王）と「侯」（諸侯）の地位である。つまり漢代においては二等爵制と二十等爵制という二つの體系が存在し、兩者は「侯」と「徹侯」が重なるかたちで接續していたのである。こうして生じた「列侯」の二面性を蔡邕はこう整理する。

> 子弟の封ぜられて侯となる者、これを「諸侯」と謂う。羣臣異姓の功有りて封ぜらるる者、これを「徹侯」と謂う。後武帝の諱を避け、改めて通侯という。法律家は皆「列侯」という。（『獨斷』）

蔡邕も指摘する通り、王・侯の二等爵は宗室の爵である。高祖の末年には異姓諸侯王はほぼ淘汰され「劉氏に非ずして王たる者は、天下共にこれを誅せ」とされたし、一方で多くの王の子弟が「王子侯」として侯の位に充てられた。二十等爵の最上級、徹侯は宗室の爵に比せられるものとしてそのなかに取り込まれたといってよい。(64) 従って列侯の爵を帶びることは宗室としての待遇をうけることである。漢代において皇帝の近親、宗室は法適用に際して特別な待遇をうけるようになる。列侯爵が減刑に機能する理由は二十等爵制の原理からよりも、宗室成員への處遇という視點からとらえるべきであろう。

一方、僅かな例であるが關內侯以下の爵位を吐きだすことによって刑罰が減免されている事例も見られる。例えば成帝の時、關內侯陳湯は死刑に相當する罪を犯すが、最終的には「奪爵して士伍となす」という處置で濟まされている（『漢書』卷七〇陳湯傳）。但しこうした事例においては必ずしも自動的に奪爵が決定されておらず、そこには常に皇帝の意志が働いている。これが注意すべき第二點目である。陳湯の事例では谷永が減刑を求める上疏を行い、これを承けて皇帝が死刑を奪爵に換えた。奪爵で濟ませるという減刑措置が皇帝の特別な恩寵であったことは、列侯爵が奪われる事例においても閒

々看取できる。(65)

かくて奪爵が減刑措置として機能する事例には以上のような但し書きが附き、結局爵が自動的に刑罰を減免する現象は漢代においては見あたらない。肉刑が廃止され、「勞役刑」が有期化し、刑罰の身分刑的要素が消滅したとき、爵が法適用において果たす役割も消滅、あるいはその姿を變えてゆくことになるのである。

結　語

戰國時代、國君による人民管理のために整備され活用された結果、爵制――とりわけ戰國秦のそれ――は何やら人爲的な、後發的なものとして語られることが多かった。(66)だがその起源は古く、春秋以前の身分構造を引きずっている部分を殘している。爵が庶民に與えられるようになり、それをめぐる制度が整えられても、爵により構築された身分制度には前代の面影が引き継がれた。刑罰もまたその起源は古い。國君の刑罰權が強化され、刑罰適用の前提となる成文法が整理されていっても、刑罰が刑罰たり得る原理、身分による待遇の差異が一時に變化することはなかった。有爵者の身分轉落を引き起こすような刑罰適用が回避された背後にはこうした新舊混在した社會狀況がある。

新たな秩序體系、新たな刑罰體系が如何なる段階を踏んで構築されたのか、その經過を事細かに追ってゆくことはできない。しかし史料に殘るいくつかの手がかりからその全體的な方向を跡づけることはできる。とりわけ文帝十三年の肉刑の廢止・「勞役刑」の有期化という刑制改革は刑罰原理の變化を示す大きな出來事である。これにより刑罰に潛んだ身分刑的要素が拂拭され、刑罰はある意味で「數量化」された。

爵制もまた變化する。民爵賜與により一般庶民をも包括した身分體系が構築されたことは確かであるし、名籍に必ず爵位が記されたことも無視できない現象ではある。しかし民爵賜與は所詮三國時代になると殆ど意味をもたなくなるものである。漢代においても繰り返し賜爵が行われる狀況のなかで、果たして爵がどれほどの意味を持ったのか、疑問の目が向

けられてむしろ當然といえよう。例えばローウェイ（Loewe, M.）氏は前漢後半期において民爵賜與がすでに政治的道具と化していたとするし、[67] 佐竹靖彦氏は近年公にされた論考のなかで、二十等爵制を特殊秦代的なものと斷ぜられている。[68] こうして爵制的秩序は漢代を通じて形骸化の道をたどってゆき、それにかわって官秩的秩序が次第に重要性を增していったこと、大庭脩氏がその長期的な展望の中で述べられている通りであろう。[69]

こうした變化をうけて、本稿でとり上げた法律適用に際しての特例措置もまたその姿を變えて行く。新たに構築された制度は高位者の身柄拘束、及び處分決定に際して皇帝の意向が問われる、というものであり、「八議」の制として次第にそのかたちを整えてゆく。舊稿で明らかにした如く、[70] この制度は官秩的秩序、及び皇帝からの近親の度合いを「高位」の基準に据え、且つ皇帝の恩寵を刑罰減免の動因としたものであり、身分の尺度・減刑の生ずる所以において前代の制度とまったく異質なものであった。

註

（1）宮宅一九九八。
（2）宮宅一九九六。
（3）宮宅一九九八、六六頁。
（4）西嶋一九六一、第三章「二十等爵制の機能―とくに民爵について―」第二節「有爵者の特權―その一―」、二「刑罰減免の特權」（三三〇頁以降）。
（5）西嶋一九六一、第三章第二節、三四一頁から三四三頁、など。
（6）增淵一九六二。
（7）以上の籾山說は籾山一九八五、一九九一に據る。
（8）以上の冨谷說は冨谷一九九八、第Ⅳ編「秦漢二十等爵制と刑罰の減免」に據る。
（9）例えば滋賀一九七二、九五から九六頁、同一九七六、第四章。
（10）「爵菫大命」（毛公鼎）、「爵菫大令」（單伯鼎）、「又爵于周邦」（彔伯𢦚𣪘）等。
（11）「勞」と釋するのは王國維など。王氏は「兩手奉爵の形を象る、…古の勞有る者、爵を奉じて以てこれを勞う。故に兩手奉爵に从う。」とする（『王國維遺書』「觀堂古今文考釋」毛公鼎銘考釋）。
（12）楊樹達『積微居金文說』卷一、「彔伯𢦚𣪘再跋」參照。
（13）籾山一九八五、「三　爵のいわゆる傳統的性格」（六頁以

降)。

(14) 晉士魴來乞師。季文子問師數於臧武仲。對曰、「伐鄭之役、知伯實來。下軍之佐也。今彘季(士魴)亦佐下軍。如伐鄭可也。事大國無失班爵而加敬焉、禮。」(『左傳』成公十八年)。

(15) 爵號の起源を軍隊内の役職名とする理解は『漢舊儀』、『漢書』巻一九百官公卿表爵制條師古注、『續漢書』志二八百官志五關内侯條注所引劉昭『爵制』等に見える。西嶋一九六一、七〇から七一頁の一覽表參照。西嶋一九六一はこうした後代の注釋について「あるいは二十等爵制は秦代にそれが制定されたときには軍職と對應していたのであ」ろうとされる(八二頁)。

(16) 「不更」は『左傳』成公十三年條に、「庶長」は『左傳』襄公十一年條に、「大庶長」は『史記』巻五秦本紀(寧公十二年(前七〇四))にそれぞれ見える。

(17) 吉本一九九八、七三頁、註二三五。

(18) 宮崎一九六五、「七 庶民の地位」(全集版で三〇五頁から三一八頁)。

(19) 冨谷一九九八、三三一頁から三三二頁。

(20) 滋賀一九七六。

(21) 吳人伐越、獲俘焉以爲闍、使守舟。吳子餘祭觀舟、闍以刀弑之。(『左傳』襄公二十九年)。

(22) 初、鬻拳強諫楚子、楚子弗從。臨之以兵、懼而從之。鬻拳曰、「吾懼君以兵。罪莫大焉。君不討、敢不自討乎。」遂自刖也。楚人以爲大閽、謂之大伯。(『左傳』莊公十九年)。

(23) 《秦讞書》の案例④では隸官の解なる人物が「隸」を娶っている。あるいは「隸官」の婚姻權は制限され、一般人との通婚は禁じられたのであろうか。「隸官」については松崎一九九八・周一九九八にも言及がある。周氏は秦代の陶文から、隸官は少府の屬官である左右司空の管轄下にあったとする。

(24) 『禮記』王制には「人を朝に爵し、士とこれを共にす。人を市に刑し、衆とこれを棄つ。是の故に公家は刑人を畜えず。大夫は養わず。士はこれに塗に遇うもともに言わざるなり。これを四方に屏ち、唯その之く所のままに、及ぼすに政を以てせず、亦た故らに生かさざるなり。」とある。やや理念的にすぎるきらいもあるが、「刑人」の置かれた、何人とも伍し得ない特殊な立場を窺わせる。

(25) 例えば「輿」。『左傳』昭公四年「山人取之、縣人傳之、輿人納之、隸人藏之。(註、輿・隸皆賤官也。)」など。「輿人」が一種の身分呼稱であることについては吉本一九八六、一六頁、註⑱參照。

(26) 白川一九七三、五二七頁。

(27) 諸家も指摘する通り(例えば籾山一九八二、一七頁)、隸屬身分を指す「臧獲」なる語は、捕虜とされることにより身をおとした者を指すのが本來的な意味であろう。その他、債務に因るものなど、諸々の隸屬身分を生み出す契機については堀一九八七、第一章「中國における奴隸制の起源」參照。

(28) 『周禮』秋官司厲「その奴、男子は罪隸に入れ、女子は舂槀に入る。」につけられた鄭司農註、「今の奴婢たるは、古

の罪人なり。」についても同様のことがいえる。

(29) 吉本一九八六、一三から一四頁。

(30) 吉本一九八六、八から九頁。

(31) 史一九九二。

(32) 十一月乙亥、嘗于大公之廟、慶舍涖事。盧蒲姜告之、且止之。弗聽曰「誰敢者。」遂出如公也。麻嬰爲尸、慶㚖爲上獻、盧蒲癸・王何執寢戈。慶氏以其甲環公宮、陳氏・鮑氏之圉人爲優。慶氏之馬善驚、士皆釋甲束馬、而飲酒且觀優至於魚里。…(『左傳』襄公二十八年)。

(33) 楊寬一九九七、第十二章「戰國時代文化的發展」四「娛樂活動和武藝、體育鍛鍊的開展」、六四一から六四二頁。

(34) 諸家の主張とその論據については永田一九九六が整理を行っている。

(35) 例えば黄一九八〇。

(36) 高一九七七。

(37) 有期・無期論爭については籾山一九九五が學說整理を行い、無期說が妥當であること、さらには今後の展望について見解を述べている。

(38) 徐鴻修一九八四。

(39) 「小城旦」は睡虎地秦簡に、以下のような文脈で現れる。

隸臣妾其從事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。其不從事、勿稾。小城旦・隸臣作者、月禾一石半石。未能作者、月禾一石。小妾・舂作者、月禾一石二斗半斗。未能作者、月禾一石。…隸臣・城旦高不盈六尺五寸、隸妾・舂高不盈六尺二寸、皆爲小。高五尺二寸、皆作之。倉(秦律十八種　倉律、str. 49-52, p. 32)。

隸臣妾が官府で服役する場合、隸臣は月に禾二石、隸妾は〔月に禾〕一石半〔を食糧として受け取る〕。服役しない場合は、食糧の配給はない。小城旦・〔小〕隸臣で作業に就く者は、月に禾一石半石。作業に就けない者は、月に禾一石。小妾・〔小〕舂で作業に就く者は、月に禾一石二斗半斗。作業に就けない者は、月禾一石。…隸臣・城旦で身長が六尺五寸に滿たない者、隸妾・舂で身長が六尺二寸に滿たない者は、皆な「小」とする。身長が五尺二寸に達すれば、作業に就かねばならない。　倉律。

隸臣妾・城旦舂とされた者のうち、男の子供(すなわち小城旦と小隸臣)・女の子供(小舂と小妾)にどれだけの穀物が支給されるのか、「子供」とされる基準は何か、についての規定である。こうした「子供の城旦舂」が生まれる契機としては、やはり親が城旦舂とされたために子供も同じ身分におとされた、という狀況を主として想定すべきであろう。隸臣妾身分が子孫に繼承されることは諸家も指摘する。その論據とされる《法律答問》の記事を引用しておく。

女子爲隸臣妻、有子焉。今隸臣死、女子北其子、以爲非隸臣子殹(也)。問女子論可(何)殹(也)。或黥顏頯爲隸妾、或曰完。完之當殹(也)。(法律答問 str. 174, p. 134)。

女子に隸臣の妻となっている者があり、子供がいた。今〔夫である〕隸臣が死に、その女子が子供を分家さ

せて、隷臣の子供ではないとした。問う、女子を何と量刑すべきか。一説には額とほお骨に入れ墨をいれて隷妾とする、というし、一説には肉刑を加えず〔に隷妾とする〕という。肉刑を加えないのが妥當である。これにより父親が隷臣であった場合、子供にもその身分が継承されたことが分かる。

(40) 冨谷一九九八は「勞役刑」徒の作業の中に囚人の護送、監視といった、賤役に屬するものが含まれたことを指摘する（第二章「秦の刑罰〔Ⅱ〕雲夢睡虎地秦墓竹簡」、五五頁）。

(41) 籾山一九八二は隷臣妾の從事する勞役が一定しないこと、召集をうけると勞役に從事するものの平時は經濟的に自立していること、その身分が子供に継承されること、などから、これを「身分の貶黜にこそ效果を認める刑罰」（四頁）であり、「身分刑」であると定義する。さらに氏はその背景となる身分秩序を爵制秩序に求められ、隷臣妾刑を「爵制秩序から除外」する刑罰であるとされる（二七頁）。冨谷一九八三も隷臣妾に他の勞役刑が附加されることに注目し、これを勞役刑とは違う範疇に屬する刑罰、つまりは身分刑であると結論する（一一二頁）。しかしその後、籾山氏は冨谷一九八三に對する書評の中で隷臣妾を身分刑としたかつての見解を撤回され、「やはり隷臣妾とは、輕度の雜役への從事を前提とした勞役刑」とされる（籾山一九八四、三四四頁）。氏が再考された理由は「もともと無爵であった者にとって爵制外へ追放されること（すなわち隷臣妾にあてられること―筆者注）は何ら痛手ではない」のでは、という疑問からくるものである。こうした批判をうけて、冨谷氏も著書（冨谷一九九八、第一編）ではある程度舊説を訂正されている。

確かに有爵・無爵の違いは身分秩序内の大きな一線であるが、籾山氏の如く庶人と隷屬者とを爵制秩序の外にある者として同列に扱うのには疑問を覺える。同じく爵制外にあるとはいえ、庶人と隷屬者の違いもまた無視し難い差異であり、庶人が隷屬者におとされるのはやはり「痛手」であったと考える。私見としては籾山氏・冨谷氏の「舊説」を支持したい。

(42) 瀬川一九九八も同様の問題意識を持つ。瀬川氏は秦の勞役刑を等級づけた基準は勞役の強度ではなく、刑徒につけられた刑具の數であると結論されている。

(43) 『睡虎地』は「赭」字を「斬」の假借とし、「葆子の足を切斷するという意味である」と釋す。しかしフルスウェ氏も指摘するとおり（Hulsewé 一九八五, p.50, note 7·8）、葆子は「勿刑―肉刑を加えてはいけない―」という待遇をうける者であり、「切斷」と理解してはならない。ここではフルスウェ氏に從い、「鉛」字に通じる方向で理解し、本文のように譯した。そもそも『睡虎地』は「鎒足」を「足切り」と理解するが（一一九頁、注二）、これも同様の理由から非であり、足かせをはめる附加刑であると解すべきである。

(44) 『睡虎地』五二頁、司空律（str. 133-140）の注〔一一〕。

(45) 張政烺一九八〇。

(46) 堀一九七七。

(47) 歴代王朝の官僚身分を示す座標として、俸給額や職務内容

のほかに、朝會でどの位置に立つのか、どういう服装をすることができるのか、が子細に決められていたことが象徴的であると考える。

(48) 有爵者や葆子に對する措置の特徴として、彼らが一般刑徒とは別に「官府」で勞役に服したことも指摘できる（石岡一九九八）。石岡氏はこれを苛酷な勞働の回避であり高位者への優遇措置である、と理解される。私見としては、優遇措置とみること自體には異存ないものの、それが「優遇」たる所以は單なる勞働の強度云々の問題ではないと考える。一體、高位者の處罰が避けられない場合も、せめてそれを非公開で行おうとする理念が古來より存在した。例えば『禮記』文王世子には「公族それ死罪有らば、則ち甸人に磬す。」とあり、鄭玄はこれに「市朝においてせざるは、これを隱せばなり。」と注す。有爵者等が官府で、いわば一般庶人の目には簡單には觸れない場所で勞役に服すのも、こうした理念と關連させて理解すべきでろう。

(49) 有爵者が城旦舂に當てられている事例もある。まず睡虎地秦簡に一例。

上造甲盜一羊、獄未斷、誣人曰盜一猪、論可（何）殿（也）。當完城旦。（法律答問 str.50, p.105）。

上造の甲が羊一匹を盜み、裁判がまだ終了しないうちに、人を誣告して「その者が」猪一匹を盜んだ、といった場合、何と量刑するのか。完城旦に相當する。

もう一つの例は《奏讞書》の案例㉑で、夫（公士の爵を保有）の死後に不義を犯した妻が「完舂」に當てられている。これら二つの事例に共通しているのは、被疑者が二つ以上の罪をとがめられている點であり、その場合刑罰が加重されている可能性を考慮する必要がある。

何らかの罪狀で取り調べられている人間が、裁判が終了しないうちに誣告罪を犯した場合、（一）誣告した罪が自らの罪より重ければ、誣告した罪に相當する刑罰に處せられ、（二）誣告した罪が自らの罪より輕ければ、本來當てられるはずであった刑罰がやや加重される（法律答問 str. 117-120, pp.121-122）。右に擧げた睡虎地秦簡の例も、量刑が通常より加重された結果、上造に城旦刑が適用されているのであろう。《奏讞書》の事例においても、妻は敖悍罪（通常の量刑は完城旦舂）と準不孝罪（量刑は黥城旦舂）でとがめられており、量刑が重くなっている可能性がある。本文でも論じた通り、量刑を加重する要素が絡んだ場合には「刑鬼薪」という刑罰名すら登場してくる。從ってこれらの事例は例外的なものと理解でき、有爵者は原則的に城旦舂を回避した、としておく。

(50) 金一九九三は『周禮』の內容が秦制と類似することを指摘し、『周禮』の原型は秦の法家流の學者によってつくられたとする。

(51) 冨谷一九九八、第Ⅳ編、第一章「史料に見える爵による刑罰減免」。

(52) 西嶋一九六一、第三章、第二節「有爵者の特權—その一—」、二「刑罰減免の特權」。

(53) 鼂錯の上言は『漢書』卷二四食貨志上に見える。以下に原

文を示す。

「『…今募天下入粟縣官、得以拜爵、以得除罪。如此、富人有爵、農民有錢、粟有所渫。夫能入粟以受爵、皆有餘者也。取於有餘、以供上用、則貧民之賦可損。所謂損有餘、補不足、令出而民利者也。…爵者、上之所擅、出於口而亡窮。粟者、民之所種、生於地而不乏。夫得高爵與免罪、人之所甚欲也。使天下人入粟於邊、以受爵免罪、不過三歲、塞下之粟必多矣。』於是文帝從錯之言、令民入粟邊、六百石爵上造、稍增至四千石爲五大夫、萬二千石爲大庶長、各以多少級數爲差。」

五大夫の價格も明示されているが、これは五大夫の爵を得ることにより免税特權が得られるからであろう。大庶長は列侯―關内侯の下にくる第十八等の爵。列侯・關内侯には食邑が賜與される場合があり、買爵で得られる最上級の爵は大庶長にとどめられたのであろう。

(54) 『漢書』食貨志では後文に租税減免を願う鼂錯の上言が續き、この上言を承けて文帝十二年の租税の半ばを減じた、とある。

(55) 吏及諸有秩受其官屬所監・所治・所行・所將、其與飲食計償費、勿論。它物、若買故賤、賣故貴、皆坐臧爲盜、沒入臧縣官。吏遷徙免罷、受其故官屬所將監治送財物、奪爵爲士伍、免之。無爵、罰金二斤。令沒入所受。…(『漢書』卷五景帝紀(元年七月條))。

(56) 西嶋一九六一、三三三頁。

(57) 十二年、文信侯不韋死。竊葬。其舍人臨者、晉人也逐出之、秦人六百石以上奪爵、遷。五百石以下・不臨、遷、勿奪爵。(『史記』卷六始皇本紀)。

(58) 《奏讞書》の案例⑱では群盜討伐に失敗した罪に對して「奪爵令戍」という處分がとられている。これも類似の措置と見るべきであろう。

(59) 『尉繚子』は成立が三國まで下るとの見解もかつてはあったが、前漢前半期に比定される漢墓、銀雀山漢墓から『尉繚子』斷簡が出土し、そうした見解は非とされた。現在では戰國末期の成書と考えられている。張烈一九八〇參照。

(60) 通常は一日の勞働あたり八錢、食事が官により支給される場合は六錢とされる。『睡虎地』《秦律十八種》司空律(str. 133~140, p. 51)參照。

(61) 藤田一九九六は爵も一つの財産であること、皇帝からの賜與物である「黄金」を差し出す漢代の罰金刑と、同じく皇帝からの賜與物である爵を差し出す奪爵とがその原理において類似し、パラレルに存在していることを指摘する。

(62) 『史記』卷一八高祖功臣侯者年表、『漢書』卷一五王子侯表。

(63) 表は免刑されたことを明記しないが、例えば南利侯劉寶が殺人の罪を犯した際、それに對する處罰は奪爵のみで濟まされ、寶は父である廣陵王胥のもとに歸っている(『漢書』卷六三武五子傳、廣陵王劉胥)。

(64) 二等爵を「王爵」とすること、二十等爵の徹侯がその一類に取り込まれたこと、は朱一九九〇、下編、五「軍功爵制在西漢的變化」(二〇九頁)に據る。

(65) 哀帝の時、丞相王嘉が不道罪に問われる。その處遇が議論された際、群臣によって出された意見は、廷尉に召しだして實刑にあてるべし・爵土を奪って庶人とすべし・許すべし、の三者であった。丞相には列侯爵が與えられるので、王嘉が差しだすことになる爵は列侯のそれであったが、爵を取り上げて實刑に換えるのは、あくまで想定し得る處置の一つにすぎなかった。結局皇帝は廷尉への召喚を命ずる(『漢書』卷八六王嘉傳)。

(66) 例えば牧野一九三二。

(67) Loewe 一九六〇。

(68) 佐竹一九九七。

(69) 大庭一九九五。

(70) 宮宅一九九六。

引用文献表

石岡　浩　一九九八　「秦時代の刑罰減免をめぐって—睡虎地秦簡に見える「居官府」の分析から—」(『史滴』第二〇號)

大庭　脩　一九九五　「漢代の貴族」(村井康彦編『公家と武家　その比較文明史的考察』(思文閣出版))

金　春峯　一九九三　『周官之成書及其反映的文化與時代新考』(東大圖書公司)

高　恆　一九七七　「秦律中"隸臣妾"問題的探討」(『文物』一九七七年第七期)

黄　展嶽　一九八〇　「雲夢秦律簡論」(『考古學報』一九八〇年第一期)

佐竹　靖彦　一九九七　「規格地割社會における身分制としての秦代爵制の研究」(『アジアの地割制度』科學研究費成果報告書)

史　延廷　一九九二　「先秦倡優初探」(『河南大學學報』第三二卷第一號)

滋賀　秀三　一九七二　「刑罰の歴史—東洋—」(莊子邦雄・大塚均・平松義郎編『刑罰の理想と現實』(岩波書店))

一九七六　「中國上代の刑罰についての一考察—誓と盟を手がかりとして—」(滋賀秀三・平松義郎編『石井良助先生還曆祝賀　法制史論集』(創文社))

朱　紹侯　一九九〇　『軍功爵制研究』(上海人民出版社)

周　曉瑜　一九九八　「秦代"隱官""官某"考辨」(『文獻』一九九八年第四期)

徐　鴻修　一九八四　「從古代罪人收奴刑的變遷看"隸臣妾""城旦舂"的身分」(『文史哲』一九八四年第五期)

白川　靜　一九七三　「學辜關係字說—主として中國古代における身體刑について—」(同『甲骨金文學論集』(朋友書店))

瀨川　敬也　一九九八　「秦代刑罰の再檢討—いわゆる「勞役刑」を中心に—」(『鷹陵史學』第二四

張　政烺　一九八〇　「秦律 "葆子" 釋義」（『文史』第九輯）

張　　烈　一九八〇　「關于《尉繚子》的著錄和成書」（『文史』第八輯）

冨谷　至　一九八三　「秦漢の勞役刑」（『東方學報』京都第五五册）

一九九八　『秦漢刑罰制度の研究』（同朋舍）

永田　英正　一九九六　「睡虎地秦簡秦律に見る隷臣妾について」（梅原郁編『前近代中國の刑罰』（京都大學人文科學研究所））

西嶋　定生　一九六一　『中國古代帝國の形成と構造　二十等爵制の研究』（東京大學出版會）

藤田　高夫　一九九六　「秦漢罰金考」（梅原郁編『前近代中國の刑罰』（京都大學人文科學研究所））

堀　　毅　一九七七　「秦律刑名攷」（『早稻田大學大學院文學研究科紀要』別册四　後『秦漢法制史論攷』（法律出版社、一九八八）に收錄）

堀　敏一　一九八七　『中國古代の身分制—良と賤—』（汲古書院）

牧野　巽　一九三三　「西漢の封建相續法」（『東方學報』東京第三册　後『支那家族研究』、及び『牧野巽著作集』第一卷「中國家族研究（上）」所收）

增淵　龍夫　一九六二　「所謂東洋的專制主義と共同體」（『一橋論叢』第四七卷第三號、後『中國古代の社會と國家』（弘文堂）所收）

松崎つね子　一九九八　「隱官と文帝の肉刑廢止」（『明大アジア史論集』第三號）

宮宅　潔　一九九六　「漢代請讞考—理念・制度・現實—」（『東洋史研究』第五五卷第一號）

一九九八　「秦漢時代の裁判制度—張家山漢簡《奏讞書》より見た—」（『史林』第八一卷第二號）

宮崎　市定　一九六五　「東洋的古代」（『東洋學報』第四八卷第二號、三號。後『宮崎市定全集』第三卷「古代」に收錄。）

籾山　明　一九八二　「秦の隷屬身分とその起源—隷臣妾問題に寄せて—」（『史林』第六五卷第六號）

一九八四　書評「冨谷至「秦漢の勞役刑」」（『法制史研究』三四）

一九八五　「爵制論の再檢討」（『新しい歷史學のために』一八七號）

一九九一　「皇帝支配の原像—民爵賜與を手がかりに—」（松原正毅編『王權の位相』（弘文堂））

一九九五　「秦漢刑罰史研究の現狀」（『中國史學』第五卷）

楊　　寬　一九九七　『戰國史』（一九九七年增訂版　臺灣商務印書館）

吉本　道雅　一九八六　「春秋國人考」（『史林』第六九巻第五號）
一九九八　「三晉成立考」（『春秋戰國交代期の政治社會史的研究』科學研究費成果報告書）
Hulsewé, A. F. P.　一九八五　*Remnants of Ch'in Law*, Leiden : E. J. Brill
Loewe, M.　一九六〇　"The Orders of Aristocratic Rank of Han China", *T'oung Pao*, Vol. 48, Livr. 1-3, pp. 97-174

〔附記〕　本稿は一九九八年度日本秦漢史研究會大會（於關西學院大學）の席上で行った研究報告に加筆・修正を加えたものである。會の席上その他でいくつかの貴重なご教示を賜ったことに感謝したい。また本稿は平成十一年度文部省科學研究費補助金（特別研究員奨勵費）による研究成果の一部である。

THE ARISTOCRATIC RANK AND PENALTY UNDER THE QIN-HAN DYNASTIES 秦漢

MIYAKE Kiyoshi

As Dr. TOMIYA Itaru 冨谷　至 suggests, the person who held Shang Zao 上造 (i. e. the second lowest aristocratic rank) or above was allowed commutation of the mutilating punishment according to the Qin statutes. Mutilation was an indication to the public that the mutilated criminals were not accepted as their members, and were kept away from their community. Thus this commutation implies that rank holders were allowed to stay in the community by virtue of their achievements made for the empire. Accepting this remarkable view, the author examines the relationship between the aristocratic rank and the penalty, especially the labor punishment.

The fact that the mutilated criminals were banished from their community also implies that they sank so low as to be a social inferior. From this point of view, we may say that the aristocratic rank was effective to protect the rank holders from falling into slavery from which they could not recover throughout their lives.

Under the Qin dynasty, the term of servitude for labor punishment was not definitely stated. Hence there was little difference between labor convicts and slaves. If the aristocratic rank functioned as mentioned above, then what kind of commutation was granted to the rank holders in case they committed a crime warranting the labor punishment?

Among the Qin labor punishments, Gui Xin and Bai Can 鬼薪・白粲 (i. e. males collecting firewood for the spirits; females sifting white rice) was quite unique. This punishment was adopted only for the privileged class, namely, rank holders and Bao Zi 葆子 (some scholars believe that it means hostage) who was exempted from the mutilating punishment. Unlike other labor convicts, the collectors of firewood for the spirits and the sifters of white rice were allowed not to wear red clothes, and not to be manacled or fettered. The things like red clothes, manacle and fetter were marks of slave as well as labor convict. Thus the fact that Gui Xin

and Bai Can was adopted for the rank holders implies that the aristocratic rank was also, though barely, effective to protect them from falling into slavery in case the labor punishment was imposed.

THE FORMATION OF THE SENIORITY-BASED PROMOTION SYSTEM

SATO Tatsuro

It has already been known that most of the officials were promoted by completing a certain term of service in the Han period. This paper investigates the process of formation of this system, through which explains the specific character of the seniority system of Han dynasty compared with similar systems of later periods, and intends to clarify its historical significance.

At first, the recent view that an official gained one *gong* 功 (merit) for promotion through a four-year term of service in the Han period is reconfirmed. The author supposes that the *gong* was originally the unit to count severed heads, and hence surveys the historical process through which the *gong* changed its meaning from the unit counting severed heads to the four-year term of service. We can see traces of this process in the Han system.

The establishment of the seniority system through such a process can be considered to have stabilized bureaucracy and have fixed the officials' promoting routes, and can be estimated to be one of the factors forming aristocratic bureaucracy later.

ECONOMIC POLICIES IN THE CHOSUN DYNASTY

SUKAWA Hidenori

This report attempts to explain the economic and political reasons that contributed to the comparatively sluggish trade in the Chosun dynasty. I